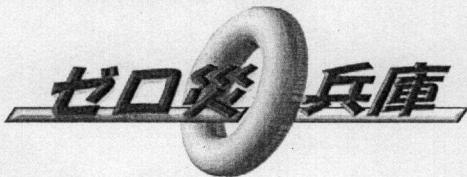




兵庫労働局発表
平成28年4月27日

報道関係者 各位



[照会先]

兵庫労働局労働基準部

安全課

課長 塩見 卓

課長補佐 小川 江造

安全専門官 畑中 義春

TEL 078-367-9152

FAX 078-367-9166

県内の橋梁工事施工現場への緊急立入調査を実施

なかやまあきひろ

兵庫労働局（局長 中山明広）では、新名神高速道路有馬川橋橋桁落下事故の発生を受け、「有馬川橋橋桁落下災害対策本部」を設置し対応中ですが、橋梁工事における災害発生の防止のため兵庫労働局及び県下労働基準監督署において、兵庫県下で施工中の橋梁工事現場に対し緊急立入調査を行うこととしました。

1、具体的対応

県下で現在施工中の橋梁工事について、発注者同行による緊急立入調査を行うよう兵庫労働局長より管下労働基準監督署長あて指示し、工事の発注者に対してはこの緊急立入調査へ同行していただくよう要請を行います。

これにより、現場の安全管理体制の確立、事故防止のための必要な措置等が講じられているかについて点検し、問題のある場合には指導等を行うこととしています。

2、県下の過去10年(平成18年1月から平成27年12月)の橋梁工事関連の労働災害

兵庫県下における過去10年の橋梁工事関連の労働災害については51件で、そのうち死亡災害は2人（墜落1人、交通事故1人）、休業4日以上の災害は49人となっています。

(参考1) 厚生労働省本省から4月25日付で都道府県労働局・関係団体に発出した通達

(参考2) 4月22日に兵庫労働局内に設置した「有馬川橋橋桁落下災害対策本部」広報文

基安発 0425 第 1 号
平成 28 年 4 月 25 日

一般社団法人日本橋梁建設協会会長

一般社団法人プレストレスト・コンクリート建設業協会会長 殿
建設業労働災害防止協会会長

厚生労働省労働基準局

安全衛生部長

橋梁建設工事における橋桁の落下防止等に関する安全総点検について

去る 4 月 22 日、兵庫県神戸市の橋梁建設工事において架設桁が落下し、10 名の労働者が被災し、うち 2 名が死亡するという誠に遺憾に堪えない重大災害が発生しました。厚生労働省においては、独立行政法人労働者健康安全機構 労働安全衛生総合研究所の協力を得つつ、現在、専門的技術的見地から災害原因の究明と再発防止対策の樹立のための調査及び検討を進めているところですが、橋桁、架設桁等の重量物が落下した場合には、甚大な被害を発生することから、当該重量物の吊り上げ、送り出し、横取り、吊り下ろし等の作業（以下「橋桁等移動作業」という。）においては、安全対策の徹底を期する必要があります。

については、貴団体におかれでは、会員企業に対し、施工中の橋梁建設工事について、施工計画に基づいた安全確保措置等が確実に講じられているか、現場において、下記事項に留意して安全総点検を実施していただくとともに、問題がある場合にはその改善を徹底していただくよう要請いたします。

おって、点検結果等につきましては、6 月 10 日までに、本職あて報告していただきたく、併せてお願ひいたします。（※「おって」以下の要請については、建設業労働災害防止協会を除く 2 団体宛て）

記

- 1 構造物及び架設用設備の支持条件、荷重条件等に合致した作業方法により作業を実施すること。
- 2 架設用設備の構造・強度に応じた適切な使用及び保守点検を実施すること。
- 3 安全な作業手順を定め、それに基づいて作業を実施すること。
- 4 作業の指揮命令系統を明確にするとともに、作業主任者等の職務の励行を図ること。
- 5 十分な知識・技能を有する作業者により作業を実施すること。
- 6 関係事業者間の連絡調整を緊密に行うこと。

基安発 0425 第 2 号
平成 28 年 4 月 25 日

都道府県労働局長 殿

厚生労働省労働基準局
安全衛生部長

橋梁建設工事における橋桁の落下防止等に関する安全総点検について

去る 4 月 22 日、兵庫県神戸市の橋梁建設工事において架設桁が落下し、10 名の労働者が被災し、うち 2 名が死亡するという誠に遺憾に堪えない重大災害が発生した。

本省においては、独立行政法人労働者健康安全機構 労働安全衛生総合研究所の協力を得つつ、現在、専門的技術的見地から災害原因の究明と再発防止対策の樹立のための調査及び検討を進めているところであるが、橋桁、架設桁等の重量物が落下した場合には、甚大な被害を発生することから、当該重量物の吊り上げ、送り出し、横取り、吊り下ろし等の作業（以下「橋桁等移動作業」という。）においては、安全対策の徹底を期する必要がある。このような事態の重大性に鑑み、今般、本職から別紙により関係業界団体に対し、安全総点検の実施を要請したところである。

については、各局においても、計画届等を通じて把握している関係事業場に対して、当該安全総点検が的確に行われるよう適切な指導を行い、同種災害の再発防止の徹底を図られたい。



Press Release

兵庫労働局発表

平成28年4月22日

兵庫労働局

労働基準部監督課長

片野圭介

担当

雇用環境・均等部企画課長 久須剛太郎

電話 078(367)9151

FAX 078(367)9165

有馬川橋橋桁落下災害対策本部の設置について

平成28年4月22日午後4時30分頃、神戸市北区道場町平田において発生した、有馬川橋橋桁落下災害事故について、その災害原因等の把握及び事後対策の迅速処理のため、兵庫労働局重大災害措置要綱に基づき、別紙のとおり有馬川橋橋桁落下災害対策本部を設置しましたので、お知らせいたします。

有馬川橋橋桁落下災害対策本部設置要綱

平成 28 年 4 月 22 日午後 4 時 30 分頃、神戸市北区道場町平田において発生した、有馬川橋橋桁落下災害事故について、その災害原因等の把握及び事後対策の迅速処理のため、兵庫労働局重大災害措置要綱第 5 条に基づき、次のとおり有馬川橋橋桁落下災害事故対策本部を設置する。

1 局対策本部

(1) 構成員

本部長 兵庫労働局長

副本部長 労働基準部長 本部長付 企画課長

本部員 監督課長、安全課長、健康課長、労災補償課長、総務課長
主任監察監督官、統括特別司法監督官、労災管理調整官、監察監督官、特別司法監督官、安全課長補佐、主任安全専門官、安全専門官、主任労働衛生専門官、労働衛生専門官、労災監察官、及び隨時兵庫労働局長が指名する者

(2) 設置場所

労働基準部長室

(3) 設置班及び担当事項

① 調査班（担当課：安全課及び健康課、班長：安全課長、副班長：健康課長）

担当事項：災害発生状況及び原因の調査に関すること

災害防止対策に関すること

緊急出動時における現地及び本省との連絡、報告に関すること

現地対策本部への応援職員に関すること

② 捜査班（担当課：監督課、班長：監督課長）

担当事項：対策業務の推進調整に関すること

法令違反の検討に関すること

司法処分等の措置に関すること

③ 補償班（担当課：労災補償課、班長：労災補償課長）

担当事項：被災者を救援援護する手続きに関すること

労災補償に関すること

④ 広報班（担当課：企画課、班長：企画課長、副班長：監督課長）

担当事項：災害に係る情報収集に関すること

対策本部設置経過記録に関すること

報道機関等外部に対する発表に関すること

⑤ 総務班（担当課：総務課、班長：総務課長）

担当事項：災害対策に係る経理に関すること

災害対策の実施に必要な配車、機器の配置等に関すること

職員の健康管理に関すること

本部長の特命事項に関すること

2 現地対策本部

(1) 構成員

現地本部長 神戸西労働基準監督署長

現地副本部長 神戸西労働基準監督署副署長

現地本部員 隨時神戸西労働基準監督署長が指名する者

(2) 設置場所

神戸西労働基準監督署長室

(3) 担当事項

災害調査等にすること

その他本部長の特命事項にすること

3 その他

(1) 本要綱に記載のない事項については、兵庫労働局重大災害措置要綱に従う。

(2) 本要項は平成 28 年 4 月 22 日に設置する。

兵庫労働局長コメント

今般の有馬川橋橋桁落下事故においては、労働者の方々が事故に巻き込まれ、亡くなられた方2名、負傷された方8名という大変痛ましい事態となりました。亡くなられた方並びに負傷された方には心よりお悔みとお見舞いを申し上げます。

兵庫労働局としては、所轄の神戸西労働基準監督署とともに現在、事故の調査に全力を挙げて対応しているところです。

また、この事故を受けて、県下で現在施工中の橋梁工事について、同種災害の防止等を目的として、緊急立入調査を実施することとしました。

兵庫労働局および管下労働基準監督署においては、二度このような事故が起こることがないよう、工事関係者等に対する指導等、組織を挙げて取り組んでまいる所存です。

平成28年4月27日

兵庫労働局長 中山明広